

令和5年第5回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月25日（木）午後1時30分より

2 場 所 伊達市役所第2庁舎第1会議室

3 出席委員

農業委員

1番 廣瀬 匡聡	2番 梅津 和美	3番 宮澤 豊
4番 板東 俊昭	5番 畠山 義則	6番 佐藤 和信
7番 三木 克輝	8番 水戸部 俊輝	9番 小貫 豊

農地利用最適化推進委員

佐藤 修	馬場 旭	大友 敏雄	広瀬 英俊
松下 敬夫	佐々木 園美	佐藤 正幸	

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

栗 橋 誠	八木沼 保幸
-------	--------

5 農業委員会事務局職員

事務局長 大和田 一樹	農地係長 鈴木 洋夫	農地係主任 伊達 元成
-------------	------------	-------------

令和5年第5回農業委員会総会議事

区 分	申請内容	議事 番号	項	可否 区別	適用
報告第1号	農地法第5条の届出専決処分について	1	1	可	
報告第2号	現況証明届出専決処分について	1	2	可	
議案第1号	農地法第3条の許可申請について	1	3	可	
		2	3	可	
		3	3	可	
		4	3	可	
		5	4	可	
		6	4	可	
		7	4	可	
議案第2号	農地法第5条の許可申請について	1	5	可	
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について	2-1	6	可	
		2-2	6	可	
		2-3	6	可	
		2-4	6	可	
議案第4号	現況証明について	1	7	可	
議案第5号	令和4年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について	1	8	可	
議案第6号	令和4年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について	1	8	可	

会 長 それでは、ただいまから、令和5年第5回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。

出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告2件、議案6件となっております。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

事務局 本日、推進委員の栗橋誠委員、八木沼保幸委員、より総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和5年6月の行事予定につきましては、お手元に配布いたしました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会 長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、畠山義則委員、及び議席番号6番、佐藤和信委員の両委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局の伊達主任を指名いたします。

会 長 それでは、報告第1号「農地法第5条の届出専決処分について」を報告いたします。

このことについて、次のとおり農地法第5条届出の専決処分を行ったので報告します。事務局より説明願います。

事務局 こちらの舟岡町の伊達信金の道路を挟んだ■■■■■さんのご自宅が建っておりますが、そこを取り壊し、周りの農地を含めて転用し、■■■■■の店舗駐車場用地として賃借するものです。市街化区域内なので農業委員会の許可は不要なので報告の案件となります。

会 長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会 長 次に、報告第2号「現況証明届出専決処分について」を報告いたします。

このことについて、次のとおり現況証明を交付しましたので報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 願出地は舟岡町の■■■■■の裏側です。線路と住宅街に挟まれており、現地を確認したところ、砂利が敷かれており長い間農地としては利用しておりませんでした。

会 長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(発言なし)

会 長 よろしいですか。
特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条の許可申請」について、を上程いたします。
議案の内容について、番号1から番号6について事務局より説明願います。

事務局 番号1の■■■■■さんは清住町のイチゴ農家で今年2月に法人化したので■■■■■
■■■■■さん個人と法人の使用貸借です。■■■■■は■■■■■さんが代表で、役員と
してご姉妹がおります。この方は農業従事者ではないので、農地所有適格法人の
要件を満たしていないので、一般の農業法人としての扱いです。そのため今回の
使用貸借については解除条件付きとなっています。法人化の目的は、出荷できな
い規格のイチゴを加工して出荷するものです。

番号2は場所は喜門別町で、伊達市たい肥センターの横です。■■■■■は千葉県
でさつまいもを約18ha栽培しており、昨今の気候変動のため北海道で栽培する
ことを始めるものです。伊達市の外には北広島市、苫小牧市です。農業従事者に
ついては、■■■■■さん本人と3名の構成員と、数名の作業員を各場所に配置す
る予定です。農作業の住宅については、当初東関内のもう亡くなっている■■■■■
■■■■■さんの空き家を借りる予定であったのですが、その娘さんが最近亡くなって
しまい、その話もとん挫しております。そのため、当面は通いで作業に従事する
とのこと。以上のことから、農作業の従事要件はクリアできますが、伊達市
での実績がないので、解除条件付きの賃貸借としています。

■■■■■ですが、代表者は豊浦町で農業に従事している■■■■■さんです。役員
に出資者でもある南有珠町の■■■■■さん、上長和の■■■■■さん、■■■■■
さんがおまして、この4名で作業を行うことです。作物はかぼちゃとのこと
です。法人としては農地所有適格法人の要件をクリアしていますが、実績がないこ
とから解除条件付きの賃貸借としています。

番号4ですが、記載の■■■■■さんと■■■■■との売買については、次の利用集
積計画にもありますが、ここでは農振農用地区域ではないので、3条で売買を行
うものです。

番号5と番号6については、番号6については、競売入札による農地の取得で、
番号5はその競売物件に隣接した農地を売買するものです。

会 長 それでは、審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。
(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。
次に、番号2について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。
次に、番号3について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。
次に、番号4について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号4について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号4については許可処分相当といたします。
次に、番号5について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号5について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号5については許可処分相当といたします。
次に、番号6について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号6について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号6については許可処分相当といたします。

会 長 次に、番号7についてですが、私が当事者のため議長を会長職務代理者と交代します。

(小貫委員、会議室後方へ移動、板東委員議長席へ着席)

職務代理 議長を交代しましたので、よろしくお願いいいたします。
番号7の審議にあつたては、小貫委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、小貫委員の退席をお願いします。

(小貫委員退席)

職務代理 番号7の議案の内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 この土地については■■■■さんの畑と■■■■さんの畑の境界を整理するために、■■■■さんの所有の土地を■■■■さんに贈与するものです。

職務代理 それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

職務代理 よろしいですか。それでは採決します。
番号7について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号7については許可処分相当といたします。

(小貫委員入室)

職務代理 小貫委員に報告いたします。
番号7については、許可処分相当することに決定いたしました。
議長を交代いたします。

(小貫会長議長席へ着席、板東委員自席へ着席)

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条の許可申請について」を上程いたします。
本案件については、農業委員会総会の意思決定をもとに、北海道農業会議へ意見聴取を行い、その回答結果を踏まえ、農業委員会会長の専決で許可・不許可処分を決定することといたします。議案内容について、事務局より説明願います。

事務局 ■■■■が進めている風力発電事業の風況観測塔を設置するための3年間の転用申請です。詳細については記載のとおりです。

会 長 それでは審議に入ります。ただ今の事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
本案件については、伊達市長から決定を求められております。
初めに、番号2-2ですが、梅津和美委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、梅津和美委員の退席をお願いします。

(梅津和美委員退席)

会 長 それでは、番号2-2の議案の内容について事務局より説明願います。

事務局 大滝区の■■■■さんの農地を■■■■さんに賃貸借するものです。内容につ

いては記載のとおりです。

会 長 それでは審議に入ります。
番号2-2について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2-2については原案のとおり決定することといたします。

(梅津和美委員着席)

会 長 梅津和美委員に報告いたします。番号2-2については許可処分相当と決定いたしました。

会 長 次に、残りの案件である番号2-1ならびに番号2-3から番号2-4の議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 番号2-1は議案第1号の番号4に関係するものです。番号2-3は記載のとおりです。番号2-4はイチゴハウスを1棟貸すものです。

会 長 それでは審議に入ります。
番号2-1について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2-1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2-1については原案のとおり決定することといたします。
次に、番号2-3について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2-3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2-3については原案のとおり決定することといたします。
次に、番号2-4について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2-4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2-4については原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、議案第4号「現況証明について」を上程いたします。

本案件については、願出人から証明の発給を求められております。
議案の内容について、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 内容については記載のとおりで、補足説明はございません。

会 長 それでは、番号1について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 願出地については、議案書の通りで、以前は用水路として使われていましたが、水田も数十年やっておらず、隣接地と同様に荒れたままになっていたことを確認しました。

会 長 ただいまの地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 次に、議案第5号「令和4年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について」と議案第6号「令和4年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を一括で上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号と議案第6号については、令和4年2月2日付で国からの通知のあった最適化活動状況調査に基づいて点検評価をするものです。

お配りした資料には令和4年度推進委員の地区ごとの農地集積、新規参入などの目標と実績を示しています。伊達市全体では令和4年度は新規に3,417haの集積があり、伊達市全体では昨年の69.4%から70%に上がっています。各地区については、どの地区も目標100%達成しています。

新規参入については令和4年度は新規参入の件数は3件で4.6haの実績となりました。そのため農業委員会の点検評価は、新規参入が目標をやや下回った結果となりました。

議案第6号資料、令和4年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価については、資料のとおりです。概ね目標に達しておりました。

会 長 それでは審議に入ります。

ただいまの事務局の説明に対して発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。

まず、議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、議案第5号については原案のとおり決定することといたします。

続いて、議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、議案第6号については原案のとおり決定することといたします。

会 長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第5回伊達市農業委員会総会を閉会いたします。

議事の正確を期すためここに捺印する。

令和5年5月25日

伊 達 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員

議 事 録 署 名 委 員